



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.108 認定基準書

衛生用紙 Version2.10

—適用範囲—

ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ちり紙
(タオル、その他衛生用紙などは除く)

制 定 日:2003年 2月20日
最新改定日:2019年 4月 1日
有 効 期 限:2030年 3月31日



エコマーク商品類型 No.108 認定基準書 衛生用紙 Version2.10

1. 認定基準制定の目的

日本国内の衛生用紙の生産量は、一年間で約 171 万 t(2001 年)になる。衛生用紙は、ティッシュペーパー、トイレtpーパーおよびちり紙が合わせて約 152 万 t とそのほとんどを占めており、再生が不可能な用途である。

これらの衛生用紙は、原料として古紙のみを使用している製品がある一方で、森林資源の伐採利用、過度に白い紙を製造することによる原料の選別、製造時のエネルギー消費、化学物質の使用、水質汚濁など環境に対して様々な影響がある。

特に化管法の施行に伴い、化学物質に関する知見が蓄積されつつあり、衛生用紙においても化学物質の取り扱いをエコマークの認定条件として明確に規定する必要性が高まっている。

また、衛生用紙においてトイレtpーパーを例とすると、100%古紙原料のトイレtpーパーは、再生原料を使用していないトイレtpーパーよりも生産量は多いが、その生産比率は再生原料を使用していない製品と比較すると急速に減少している。

そこで、古紙の配合や化学物質の取り扱いなど、様々な面で環境に配慮した衛生用紙が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

さらに現在、「持続可能な森林管理」に関し、第三者による森林認証システムが構築されつつあり、認証を受けた森林も増加している。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

本商品類型では、制定(1997 年)から5年の有効期限が到来する商品類型 No.108「衛生用紙」認定基準の見直しを行うとともに、引き続き、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している衛生用紙を採り上げる。

2. 適用範囲

ティッシュペーパー、トイレtpーパー、ちり紙
(タオル、その他衛生用紙などは除く)

3. 用語の定義

衛生用紙	ティッシュペーパー、トイレtpーパー、ちり紙、タオル、その他衛生用紙などの総称。
古紙	市中回収古紙および産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。

	ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ/(バージンパルプ+古紙パルプ)×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業者内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・前述の産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類(平成21年3月23日総務省告示第175号)の中分類に掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業(1424)」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の各項に定めるものをいう。
蛍光増白剤	使用することにより紫外光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

※ 各基準への適合を示す付属証明書、証明書を提出すること。

(1)古紙パルプ配合率が100%であること。

【証明方法】

製紙事業者の発行する、以下の項目を含んだ古紙パルプ配合率の証明書を提出すること。

- ①製造工場における管理の徹底(技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品の古紙パルプ配合率を明記するなど)
- ②製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者(以下、「エコマーク製品

管理担当者」という。)名の明記

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

なお、製品を製造する工場に化管法の適用があり、対象となる物質(第一種指定化学物質)を法律で届出義務を定めた規定量以上使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

- (3) 製品には蛍光増白剤を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

蛍光増白剤の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。

- (4) 製品の包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

【証明方法】

付属証明書に具体的に記載すること。

- (5) アゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、**別表 1**のアミンの1つ以

上を生成する可能性のあるアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表 1 に記載されたアミンの1つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないこと。

【証明方法】

該当物質の使用の有無を記載した製紙事業者の発行する証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表 1 に記載されたアミンの1つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下の①から③のいずれかの証明書を提出すること。

- ① 製品 1kg 当たり 30mg を超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書
- ② 計算上、すべての可能性において、別表 1 のアミンの1つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書
- ③ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表 1 のアミンの1つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(6) 品質については、トイレtpーパーは、日本産業規格 JIS P4501 の規定のうち、坪量、破裂強さ、ほぐれやすさ、形状の項目に適合していること。2 枚以上重ねて巻き取ったものについては重ねたままで適用する。なお、取引当事者間において特に取り決められた項目については、その取り決めによることも可とする。

ティッシュペーパーおよびちり紙は、製造段階における品質管理が十分なされていること。ティッシュペーパーの蛍光については、厚生労働省「蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について」(平成 16 年 1 月 食安基発第 0107001 号 食安監発第 0107001 号)により蛍光剤の溶出がないことを確認すること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。ティッシュペーパーおよびちり紙は、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。ティッシュペーパーの蛍光については、試験結果を提出すること。

5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分は、トイレtpーパーは、品質・紙質などが同一の商品(4-1(1)、(3)、(5))について、同一の商品設計であること)であれば、ブランド名または包装ロール数に違いがあっても同一商品として扱う。ティッシュペーパー・ちり紙は、品質・紙質などが同一の商品(4-1(1)、(3)、(5))について、同一の商品設計であること)であれば、ブランド名または包装枚数・寸法に違いがあっても同一商品区分として扱う。ただし、箱入りとポケットタイプは、ブランド名が異なる場合には別商品とする。

- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のホームページにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。
- (3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
<https://www.ecomark.jp/nintei/108.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2003年 2月20日	制定(Version2.0)
2003年 8月 7日	改定(4-2.(6))
2003年12月26日	改定(エコマーク使用方法)
2004年 4月 8日	改定(4-2.(6))
2004年 7月 1日	改定(下段表示の取扱いについて Version2.1)
2004年10月14日	改定(産業古紙の定義について Version2.2)
2004年11月 1日	有効期限の設定
2006年10月19日	改定(6.(2) 下段表示の取扱い修正、有効期限延長 Version2.3)
2007年10月 5日	有効期限延長
2008年 7月 1日	改定(古紙パルプ配合率の証明方法 Version2.4)
2008年 8月21日	改定(環境法規の順守について Version2.5)
2009年 5月 1日	改定(古紙パルプ配合率の定義について、有効期限延長 Version2.6)

2011年 3月 1日	改定(マーク表示について Version2.7)
2012年 7月13日	改定(5.(3)(4)削除 Version2.8)
2014年 2月 1日	有効期限延長
2014年 4月 1日	改定(産業古紙の定義など Version2.9)
2017年 6月 1日	改定(4-2.(6) Version2.10)
2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(マーク表示について)
2023年 3月15日	有効期限延長
2030年 3月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS RN
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3